

答 申

第1 審査会の結論

異議申立人からの「平成21年 月 日、長崎市 町交差点付近に於ける警察官の対応に対する苦情申し出を 名で行っておりますが、その回答に至るまでの調査等の経緯が判る文書の開示をお願いします。」との公文書開示請求につき、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）の規定により長崎県公安委員会が行った部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示請求の内容

異議申立人は、平成22年3月2日付けで、条例第6条第1項の規定により長崎県公安委員会（以下「実施機関」という。）に対して、「平成21年 月 日、長崎市 町交差点付近に於ける警察官の対応に対する苦情申し出を 名で行っておりますが、その回答に至るまでの調査等の経緯が判る文書の開示をお願いします。」との開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、「相談処理票（平成22年 月 日付け公安委員会宛苦情第 号）」（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、平成22年3月16日付けで異議申立人に対し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分及び決定の根拠を次のとおり異議申立人に対し通知した。

(1) 開示しない部分

- ・ 処理者欄に記載された処理者の氏名等
- ・ 処理欄に記載された苦情関係者の住所、氏名、年齢等並びに警察官の氏名、年齢等
- ・ 処理欄に記載された具体的な苦情の内容及び当該苦情に対する警察の調査内容等に係る部分

(2) 決定の根拠

条例第7条第1号（個人情報）、同2号（事業情報）、同5号（行政運営情報）に該当

3 異議申立ての経緯

異議申立人は、本件処分を不服として平成22年4月5日に不服申立書（平成22年3月31日付け）を提出したため、実施機関は、これを受理したが、不服申立書に誤った申立先が記載されているなどの不適法な部分があるとして、平成22年4月13日付けで、異議申立人に対し、補正命令を行った。その後、平成22年4月27日に異議申立人から補正内容が充足された不服申立書（平成22年4月20

日付け)が提出されたものであり、以上の経緯により異議申立人は、実施機関に対し行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行ったものである。

第3 異議申立人の主張の要旨

本件異議申立ての趣旨は、以下のとおりである。

異議申立人は苦情申出書を提出したが、その回答書は異議申立人が全く満足するものではなく、実施機関の調査方法、調査内容及び審議の経緯、更に処分に至る経過等に関する多数の不明、疑念等の問題が在った。よって、これらに対する情報開示を求めたが、全く情報が開示されなかったことから、異議申立てを行ったものである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、理由説明書によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書については、開示請求書にも記載されているように、苦情申出制度に基づき、苦情の処理結果が記載された

「相談処理票(平成22年 月 日付け公安委員会宛苦情第 号)」である。

2 苦情申出制度について

都道府県公安委員会に対する苦情申出の制度は、警察法(昭和29年法律第16号)第79条において定められており、また、同法の規定に基づき、長崎県警察においても実施機関あての文書による苦情の処理手続き等を定めている。

一般に本制度の対象となるのは、捜査、交通取締り、告訴・告発等の取扱い、警察職員の執務の態様について、日時、場所、内容、被った不利益の内容又は警察職員の態様等に対する不満を個別具体的に摘示された苦情であるとされており、本制度の運用に際しては苦情申出者その他関係者のプライバシーの保護等に最大限配慮する必要があるものである。

3 部分開示とした理由

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書を特定し、同公文書に記載された情報のうち、

- ・ 処理者欄に記載された処理者の氏名等
- ・ 処理欄に記載された苦情関係者の住所、氏名、年齢並びに警察官の氏名、年齢等
- ・ 処理欄に記載された具体的な苦情の内容及び当該苦情に対する警察の調査内容等に係る部分

を

- ・ 条例第7条第1号(個人情報)

- ・ 条例第7条第2号（事業情報）
- ・ 条例第7条第5号（行政運営情報）

のそれぞれの理由に該当するとして、不開示としている。

4 条例第7条第1号（個人情報）の該当性について

(1) 苦情関係者の住所、氏名、年齢等及び警察官の氏名、年齢等について

本件対象公文書に記録された情報のうち、処理欄に記載された苦情関係者の住所、役職、氏名、年齢等及び警察官の氏名、年齢等の情報は、条例第7条第1号に規定する、個人に関する情報であって、特定個人を識別することができるものに該当するものである。

なお、同号ただし書に該当すれば同号から除外されることとなるものであるが、苦情申出制度において、

- ・ 長崎県警察における「氏名を慣行として公にしている」職員の範囲は、警部又は同相当職以上の職員としており、警部補以下の関係警察官の氏名、年齢や苦情関係者の住所、氏名等を、公にすることとする法令や慣行等もなく、現に公衆が知り得る状態に置かれている実態もないこと。
- ・ 人の生命、健康、財産等を保護するために、個別の苦情申出に係る苦情関係者の住所、氏名や警察官の氏名等を公にする必要性が認められないこと。
- ・ 公務員の氏名、年齢は公務員の職務の遂行に係る情報（職及び職務遂行内容）に該当しないこと。

等から、ただし書のいずれにも該当しないと判断した。

(2) 処理欄に記載された具体的な苦情の内容及び当該苦情に対する警察の調査内容等に係る部分について

本件対象公文書に記載された情報のうち、処理欄に記載された具体的な苦情の内容及び当該苦情に対する警察の調査内容等に係る部分には、苦情関係者や警察官の言動、様子等個々具体的な情報が記載されており、これらの情報については、本件事案の当事者に特有の情報と認められ、他の情報と照合することにより、特定個人を識別することができる情報であり、また、個人識別ができないとしても、公にすることにより、その権利利益を害するおそれがある条例第7条第1号に規定する個人情報と認められる。

なお、同号ただし書のいずれかに該当する場合は、例外的に開示することとなるが、苦情申出制度において、

- ・ 具体的な苦情の内容等を公にする法令又は慣行等もなく、現に公衆が知り得る状態に置かれている実態もないこと。
- ・ 人の生命、健康、財産等を保護するために、個別の苦情申出の内容等を公にする必要性が認められないこと。

- ・ 公務員の職務の遂行に係る情報が記録されているが、具体的な苦情の内容と密接に関連しており、これを公にした場合、苦情関係者等の個人情報等の不開示情報を開示することになること。

等から、ただし書のいずれにも該当しないと判断した。

5 条例第7条第2号（事業情報）の該当性について

本件対象公文書に記載された情報のうち、処理欄に記載された具体的な苦情の内容及び当該苦情に対する警察の調査内容等に係る情報については、苦情に係る事業者の具体的な苦情申出内容及び法人等の構成員である苦情関係者に関する情報等が記載されており、これらを公にすることにより、当該事業者の名誉、社会的評価が損なわれることとなり、当該事業者の権利、正当な利益等を侵害するおそれがあると認められることから条例第7条第2号（事業情報）に該当するとして不開示とした。

なお、同号ただし書に該当する場合には、例外的に開示することとなるが、個別の苦情申出の内容等が人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報とは認められないことから、ただし書には該当しないと判断した。

6 条例第7条第5号（行政運営情報）の該当性について

(1) 処理欄に記載された処理者の氏名等について

一般に、個別の苦情処理において、苦情処理担当者や現場警察官の氏名を公にすることとなった場合、特定の処理担当者や現場警察官に対し、直接申し入れや懇願等が行われるなど、何らかの圧力がかかることが予想され、事実の把握が困難になるおそれがあり、ひいては苦情処理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、本件の場合、勤務している係名等の情報が記載されており、氏名のみを不開示としたとしても、既に公になっている情報等と照合することにより、特定個人が識別され得るものであり、苦情処理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第5号に該当するとして不開示としたものである。

(2) 処理欄に記載された具体的な苦情の内容及び当該苦情に対する警察の調査内容等に係る部分について

処理欄に記載された具体的な苦情の内容及び当該苦情に対する警察の調査内容等に係る情報を公にすることとなれば、警察等に対する苦情の申出の意思を有している者が、自己の苦情の内容等が明らかになるのをおそれ、苦情の申出に消極的になることが考えられ、苦情申出制度に係る事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第5号に該当するとして不開示としたものである。

7 不服申立ての趣旨及び理由に関する意見

何人に対しても等しく開示請求権を認める一般的な開示請求制度の下では、開示請求者が何人であるかによって、又は開示請求者が開示請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなどの個別的事情によって、当該公文書の開示、不開示の判断が変わるものではないとされている。

よって、開示請求者が開示を求める公文書の内容が、自己の利害関係等個別的事情に絡む内容であったとしても、その理由をもって開示決定等の判断に影響を与えるものではなく、本件処分は妥当であったと判断した。

第5 審査会の判断理由

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、本件開示請求の内容及び実施機関からの説明により、「相談処理票（平成 22 年 月 日付け公安委員会宛苦情第 号）」と認めた。

実施機関は、本件対象公文書のうち不開示部分については、条例第 7 条第 1 号（個人情報）、同第 2 号（事業情報）、同第 5 号（行政運営情報）のそれぞれの理由に該当するとして、不開示としている。

2 条例第 7 条第 1 号の該当性について

(1) 条例の規定について

実施機関が本件処分において不開示の理由としている条例第 7 条第 1 号の規定は次のとおりである。

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 不開示部分の条例第 7 条第 1 号本文の該当性について

実施機関が条例第 7 条第 1 号に該当するとして不開示とした部分は、本件対象公文書内の処理欄記載の「処理伺い部分」「苦情申出者」「関係警察官」「苦

情に至る概要」「苦情要旨」「関係者等に対する事実関係の調査結果」（別紙1を含む。）及び「措置方針」（別添「調査結果に基づく回答方針(案)」）を含む。）並びに「申し出に対する回答」の各項目に記載された内容である。

これらの各項目で実施機関が不開示とした部分には、苦情関係者及び関係警察官の氏名等の情報のほか、苦情関係者の言動やその言動に対する関係警察官の対応状況等、個々具体的な実体験に基づく個人に関する情報が記載されている。それらの情報は、内容を照合することにより、特定の個人を識別することができる情報と認められる。また、これらの各項目からさらに特定の個人の識別性がある部分を除くことが可能であるとしても、残る内容は苦情関係者等の人格と密接に関係する個人情報であることから、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、いずれの情報も本号本文に該当すると認められる。

(3) 不開示部分の条例第7条第1号ただし書の該当性について

上記各項目については、条例第7条第1号（個人情報）に該当すると認められるが、同号ただし書に該当する場合には、例外的に開示することとなるため、当審査会では以下のとおり検討した。

ア ただし書アの該当性について

警察法第79条に規定する苦情申出制度において、苦情関係者や関係警察官の氏名等や具体的な苦情の内容等について、公にする法令や慣行等もなく、また、現に公衆等が知り得る状態に置かれている実態もないと認められることから、ただし書アには該当しないと判断した。

イ ただし書イの該当性について

人の生命、健康、財産等を保護するために、個別の苦情申出の内容等を公にする必要性が認められないことから、ただし書イには該当しないと判断した。

ウ ただし書ウの該当性について

本件対象公文書に記載されている、関係警察官の所属、職名、階級や職務遂行内容に関する情報は、同号ただし書ウに規定する公務員の職及び職務の遂行に係る情報であるが、同時に、苦情関係者等に関する情報でもあって、苦情関係者等について、特定個人を識別することができるものであるとともに、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、同号ただし書ウには該当しないと判断した。

(4) その他の不開示情報該当性について

実施機関は、条例第7条第1号の個人情報に該当する部分について、重ねて条例第7条第2号（事業情報）、同5号（行政運営情報）にも該当するとして判断しているが、処理欄及び「申し出に対する回答」の記載内容については、

条例第7条第1号のみの判断で、不開示情報の該当性が認められるため、実施機関の主張する他の不開示情報については判断するまでもない。

3 条例第7条第5号の該当性

(1) 条例上の規定

実施機関が本件処分において不開示の理由としている条例第7条第5号の規定は次のとおりである。

県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方三公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(2) 条例第7条第5号の該当性について

実施機関は、本件対象公文書中、処理者欄に記載された処理者の氏名、所属、役職等の情報については、条例第7条第5号（行政運営情報）に該当するとして不開示としている。

実施機関の説明によると、個別の苦情処理において、苦情処理担当者の氏名等を公にすることとなれば、特定の苦情処理担当者や現場警察官に対し、直接申し入れや懇願等が行われるなど、何らかの圧力がかかることが予想され、事実の把握が困難になるおそれがあり、ひいては苦情処理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの理由で同部分について、条例第7条第5号により不開示としている。

また、所属、役職についても、処理者を識別することができる情報に該当することから以上の理由により不開示としている。

本件開示請求の対象となった苦情処理業務については、実施機関が説明した

ように警察に対する職務執行等の対応等に関し、反感や反発または、懐柔等の対象とされるおそれが高いと認められる。そのため、本件開示請求のような特定内容の苦情に関し、その処理を担当する警察官の氏名等が公になった場合は、苦情処理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると判断される。

これらの情報は、条例第7条第1号（個人情報）の不開示情報であるが、処理者の所属、役職等は同条同号ただし書ウに規定する公務員の職及び職務の遂行に係る情報にも該当する。しかし、本件においては、当該所属、役職等の開示により、不開示情報である処理者の氏名が開示されることとなる。

よって、条例第7条第5号により処理者の氏名、所属、役職を不開示と判断したことは妥当と認められる。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は本件不服申立書の中で、苦情申出書を提出したが、その回答書は全く満足するものではなく、長崎県公安委員会の調査方法、調査内容及び審議の経緯、更に処分に至る経過等に関する多数の不明、疑念等の問題が在った等と主張しているが、本審査会は苦情処理が適切であったかどうかを審査する機関ではないので、この主張については判断することはできない。

5 結論

以上のことから、実施機関が本件開示請求に対して、部分開示とした決定は、妥当である。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成22年 5 月13日	・ 実施機関から諮問書を受理
平成22年 6 月 1 日	・ 実施機関から理由説明書を受理
平成22年 7 月12日	・ 審査会（審査）
平成22年 9 月 2 日	・ 審査会（審査）
平成22年 9 月15日	・ 答申

長 崎 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員 名 簿

氏 名	役 職	備 考
石 橋 龍 太 郎	弁 護 士	会 長 職 務 代 理 者
岡 本 芳 太 郎	長 崎 大 学 経 済 学 部 教 授	会 長
福 村 喜 美 子	N P O 法 人 会 長	
山 中 英 子	司 法 書 士 ・ 行 政 書 士	
横 瀬 透	長 崎 新 聞 社 常 務 取 締 役	